

住民基本台帳ネットワークシステム (住基ネット)のお知らせ

平成11年8月に改正された住民基本台帳法に基づき、現在住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の準備を実施しています。

住基ネットは市町村ごとに管理している住民基本台帳を通信回線で結び、全国規模で本人確認および住民基本台帳事務をおこない、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。

住基ネット の仕組み

住基ネットでは、都道府県および全国センターが本人確認情報(氏名・生年月日・住所・性別・住民票コード・付随情報)を記録・保管します。その後、法律で定めた事務に対し、行政機関に本人確認情報を提供します。

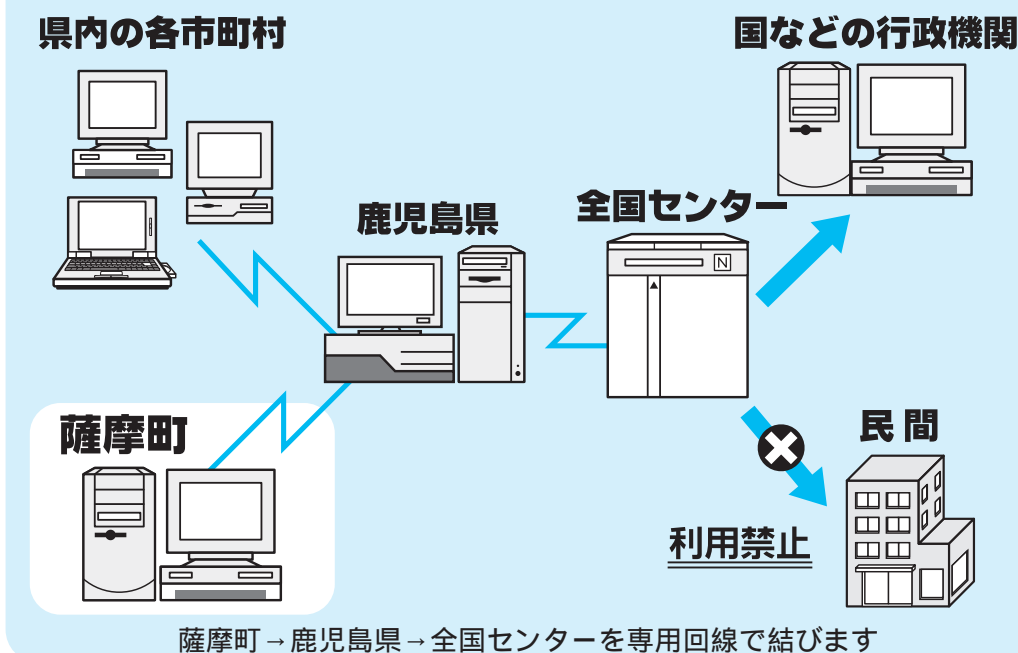
個人情報の 保護措置

住基ネットでは、町民の方の大切な個人情報を取り扱うため、下記に示すような保護対策を講じて、情報の不正利用の防止等に対応します。

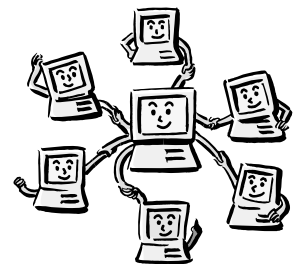
住基ネットの 今後の予定

平成14年8月には、住民票コード(ネットワーク内で個人を識別する11桁の番号)を住民票に記載し、国や県などの行政機関への本人確認、情報提供を開始します。これにより、恩給・年金などの現況

住基ネットの仕組み



証明や各種資格証明時の住民票写しの添付などが省略されます。また各個人の住民票コードの番号は、8月に町民皆さまに通知する予定です。



個人情報の 保護対策

- ① 都道府県・全国センターに記録・保管する情報は、本人確認情報に限定します。
- ② 本人確認情報の提供先および利用目的を法律で限定します。
- ③ 民間での住民票コードの利用を、法律で禁止します。
- ④ 安全性の高い専用回線で、ネットワークを構築します。
- ⑤ 通信データを暗号化します。
- ⑥ 不正使用を防止するために、パスワードや通信履歴管理などの監視機能を設けます。
- ⑦ 安全性・正確性のための職員研修を実施します。
- ⑧ 関係職員を含むネットワーク運用に携わるすべての者に、秘密保持義務が課されます。違反者には罰則の適用があります。